

市報第30号

横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正について  
の専決処分報告

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）により、令和3年12月15日横浜市個人情報の保護に関する条例の一部を次のとおり改正したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年2月9日

横浜市長 山中竹春

横浜市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月15日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第50号

横浜市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項」に改め、同条第5項中「行政機関個人情報保護法第2条第4項」を「個人情報保護法第2条第3項」に改める。

第4条中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法

律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報保護法第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

**参 考**

**市長専決処分事項指定の件（抜粋）**

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

（第 1 号から第 6 号まで省略）

- (7) 法令の制定、改正又は廃止に伴う当該法令の題名、条項号、用語等を引用する規定の整理その他の当然必要となる条例等の改正に関すること。

**地方自治法（抜粋）**

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

